

令和7年9月10日

那覇浄化センター消化ガス発電設備整備事業

募集要項に関する質問書への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	内容	回答
1	4	2	9	(1)	-	設計・建設工事に係る対価	「県の指示～協力をを行うこと」されているが、時期及びスケジュール等がありましたらご教示願います。	設計時に協議を行い決定します。
2	4	2	10			「本来の機能」について	「本来の機能を満たしている状態に保持しなければならない。」とありますが、「本来の機能」とは要求水準書5-2-5項を指しており、同項を満たせば仮に外観の汚損・発錆が認められたとしても本来の機能を満たしていると解釈して宜しいでしょうか？	「本来の機能」は要求水準書5-2-5(2)に記載のとおりです。
3	8	3	3	(2)		審査方法について	「審査は、資格審査及び提案内容の審査を行う。県は、評価委員会の審査及び評価を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する」とありますが、評価委員会での審査及び評価結果で選定された応募者が優先交渉権者となるという理解でよろしいでしょうか。	評価委員会での評価結果を基に、県において優先交渉権者を選定します。
4	9	3	4			スケジュール	その他の質問への回答公表は令和7年9月10日となっておりますが、回答いただいた内容について追加で質問したいケースも想定されますので、質問に対しては随時回答を頂けませんでしょうか？	質問期間外の質問は受け付けません。
5	12	3	5	ウ	-	参加資格確認の通知	「提案時に使用する応募者記号を併せて通知する。」とあるが、「様式5、様式6、様式7」に記載する「応募者番号」と「応募者記号」は同意との認識だが、相違無いか確認したい。	同じものになります。
6	13	3	5	(4)	イ	簡易ファイルについて	「簡易ファイル」とは「JIS S 5505 : 2014 フラットファイル」で規定されているフラットファイルのことでしょうか。	ご認識のとおりです。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	内容	回答
7	13	3	5	(4)	イ	簡易ファイル綴じのサイズについて	「(ウ) 施設整備計画図面集・計算書類のうち図面関連については、A3版とし、その他の様式はA4版の簡易ファイル綴じとする。」とあります。A3版はパイプファイルもしくはフラットファイルでよろしいでしょうか。	「施設整備計画図面集・計算書類」は別冊ではなく、事業提案書と同一のA4版縦型ファイルに綴じ込むこととします。ここで、図面関連についてはA3版を片袖折り(Z折り)、計算書類等はA4版とし、該当する様式の後に添付してください。 また、様式と添付資料の対応がわかるようインデックスやラベル等をつけるなどの工夫をしてください。 なお、ファイル形式については簡易ファイルの他、パイプ式ファイルも可とします。
8	13	3	5	(4)	イ	提出書類の種類と内容について	貴県へ提出する提案書類は「事業提案書」、「総事業費」、「添付資料」、「電子データ」と理解していますが、「施設整備計画図面集・計算書類のうち図面関連については、A3版とし、その他の様式はA4版の簡易ファイル綴じとする。」とあります。 「事業提案書」、「総事業費」、「添付資料」、「電子データ」以外に「施設整備計画図面集・計算書類(図面関連)(A3版簡易ファイルに収納)」と、「施設整備計画図面集・計算書類(その他の様式)(A4版簡易ファイルに収納)」を提出することでよろしいでしょうか。 上記内容と異なる場合は、提出書類の種類・ファイルサイズについて具体的に提示をお願いいたします。	No.7のとおりです。
9	13	3	5	(4)	イ(イ)	提案書の作成方法	「(但し、添付資料、電子データは副本2部)」とありますが、添付資料は正本・副本に添付することで本文の理解を深めていただけていることから、添付資料は2部ではなく、正本・副本の必要数を作成し添付するという理解でよろしいでしょうか。	正本1部・副本10部全てに添付して問題ありません。
10	13	3	5	(4)	イ	提出書類の種類と内容について	「添付資料」の定義についてご教示願います。 様式5-4には「【添付資料】単線結線図」と表記があるため、図面は添付資料に含まれると理解しておりますが、よろしいでしょうか。	図面資料は、添付資料として該当する様式に含めるものとしてください。
11	13	3	5	(4)	イ	提案書類の作成方法	(オ)に記載の「エクセルデータ」とは、様式1および様式6の他、様式7-3-1(pdfデータ)および様式7-4-1(pdfデータ)の定量評価に係る算出根拠となる様式についてもエクセルデータで提出する必要があるとの理解ですが、よろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	内容	回答
12	13	3	5	(4)	イ	電子データについて	「(イ)電子データは副本2部」と「(エ)すべての提案書類について、電子データを併せて提出すること」とあります。電子データは「副本2部」よりも副本に関する「データをすべて提出する」を優先することによってよいでしょうか。	提案書類に関する電子データを格納したCD-Rを3枚提出してください。
13	14	3	5	(6)		プレゼンテーション	「このプレゼンテーションは、あくまで提案内容の補足説明を行う目的で実施するものである。」とあり、一方「ウ プレゼンテーションは、非公開で実施するものとする。基礎審査に関する内容の確認のみであり、事業提案に対するPRは認めない。」とあります。プレゼンテーションは「基礎審査に係る事業提案(様式5)」について補足説明することと理解しましたが、基礎審査に関する説明は技術対話で実施するため、プレゼンテーションでは「本審査に係る事業提案(様式7)」について補足説明を実施させて頂くことによろしいでしょうか。優先交渉者選定基準P.2(2)においても「このプレゼンテーションを受けて、評価委員は専門的見地から評価を行う。」とあることから、評価対象となる様式7の範囲についてご説明が必要と思慮します。	プレゼンテーションでは、「本事業に係る事業提案(様式7)」に関する補足説明も含めるようにしてください。

那覇浄化センター消化ガス発電設備整備事業

要求水準書に関する質問書への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	内容	回答
1	5	3	2	1	—	事業施設場所	過去質問（要求水準書(案)）において、敷地境界線は「別紙へ一般平面図を追加する」との回答があったが、敷地境界線が確認できない。敷地境界が確認できる一般平面図をご提示願います。	敷地境界線は、図3-2、3-3の一般平面図の赤線になります。全体については別紙1の一般平面図を参照ください。
2	8	3	2	2		事業用地	事業用地として工事ヤードおよび次項で工事動線を示していただいておりますが、重機使用にあたり未利用建屋の北東側（図3-3においては未利用建屋の右側）の駐車場を一時的に使用させていただきたくご配慮お願いします。	受注後の協議により決定します。
3	9	3	3	3		消化ガス圧力	「約0.3MPa」とありますが、これは中圧ガスタンク以降から取り合った場合のガス圧力であり、本事業の消化ガス取り合い点は事業者による提案に基づき任意の場所の消化ガス圧力で設計するという理解でよろしいでしょうか。	取り合い点の位置は別紙6のとおりとします。
4	9	3	3	4		補助燃料	「取り合いについては、4-2-3項を参照のこと。」とありますが、4-2-4項との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。修正します。
5	12	3	5	2	(2)	維持管理に関する業務	本書において、「本施設の運転に必要なユーティリティの購入・管理」が削除されているが、その意図をご教示願います。	ユーティリティについては、県・事業者の双方に該当することから削除しました。 なお、稼働に必要な電気、上水、排水、消化ガス等は県の管理ですが、潤滑油、その他の消耗品については事業者の管理とします。
6	12	3	5	2	(2)	県の業務範囲／維持管理に関する業務	3月31日公告の要求水準書（案）より、「本施設の運転に必要なユーティリティの購入・管理」の項目が削除されております。本施設の稼働に必要なユーティリティ（電気、上水、排水、消化ガス等）の管理は貴県の管理という認識でよろしいでしょうか。	No. 5に同じ
7	12	3	7			関係法令等の遵守	法令等を遵守することとは、法令で定められた定期検査・測定は貴県の維持管理業務範囲に含まれるのでしょうか。	法定点検は、事業者の業務範囲に含みます。ただし、自家用電気工作物保安規定に基づく点検は県が別途実施します。
8	15	4	1	2	(1)		磁気探査を実施して金属反応があった場合、確認調査の費用、日数は別途考慮していただけるものと考えてよろしいでしょうか。	協議により決定します。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	内容	回答
9	15	4	1	2	(3)		埋戻し後の残土（固化材混入）は場内処分とし、ご指定された場所への運搬、整形まででよろしいでしょうか。	工事期間中の場内での仮置きは認めるが、最終的には場外へ搬出・処分してください。
10	16	4	2	2	図4-1	対象施設	シロキサン除去設備および消化ガス発電設備の既設との取り合い点について、図4-1に限らず、事業者の提案によるという理解でよろしいでしょうか。	取り合い点の位置は別紙6のとおりとします。
11	16	4	2	3		施設要件	3月31日公告の要求水準書（案）では、「(3) 基礎」の項目があり、これに対して、前回令和7年6月10日付の要求水準書（案）に対する貴県質問回答にて基礎構造は「事業者にて提案してください」とありました。今回、本項目が削除されておりますが、本回答は有効と考えてよろしいでしょうか。	基礎については、構造条件に含まれるため削除しています。本施設の基礎構造は、事業者にて提案してください。
12	16	4	2	3	(1)	施設要件	これまで、③表4-1に記載されていた返還熱量（年間平均・冬期最大）の単位がMJ/h→MJ/日へ変更されているが、その意図をご教示願います。質問は、1日の発生ガス量から推定した運転時間が24時間とはならないため、当初単位へ戻していただきたいとした意向です。	1日当たりの必要加温熱量として示すため、記載を変更しました。変更は行いません。
13	16	4	2	3	③	施設要件	「接続箇所は、4-2-3項を参照のこと。」とありますが、4-2-4項との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。修正します。
14	17	4	2	3	(2)	事業用地及び未利用建屋の撤去等	⑤に「地下埋設物などの既存構造物を十分に調査・把握したうえで」とありますが、提案時点でここまでの調査を行うことは不可能であるため、正確に価格に反映することができません。提案時は現状開示されている貴県資料を参考に設計を行います。契約後に本設計内容と現地調査状況に相違があった場合は、設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。	必要に応じて設計変更を協議します。
15	17	4	2	3	(2)①	事業用地及び未利用建屋の撤去等	第2消化ガス発電機棟の空きスペースを事業用地としていますが、建物の構造計算書が提示されていないため、耐震や耐荷重等、計画と異なる場合は設計変更に応じていただけるという理解でよろしいでしょうか。	構造計算書を提示します。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	内容	回答
16	17	4	2	3	(2)②	未利用建屋の基礎について	「基礎等については、建屋撤去時に基礎形式を確認してから、県等と協議のうえ、決定する。」とあります。 「基礎形式」は未利用建屋の既設基礎形式を、「県等」は貴県を、各々指している前提で確認します。 「県等と協議のうえ、決定する。」とあるため、現状不明点が多い未利用建屋既設基礎（基礎杭等）の確認結果に応じて、貴県と協議の上で設計変更を承認していただけるという理解でよろしいでしょうか。	必要に応じて設計変更を協議します。
17	23	4	3	17	(10)	工事管理業務の一部委託	(10)の通し番号は(4)の誤記かと思えるため修正願います。	誤記のため修正します。
18	27	4	3	28			「『工事請負契約における設計変更ガイドライン』で設計変更可能なケース、又は、入札手続きの前の質問回答書で設計変更対象と記載があるもの以外は、基本的に設計変更の対象となりません。」とありますが、基本契約書（案）における別紙2リスク分担表の通り、県が提示した事業条件の不備（未利用建屋跡地の資料等情報提示がない等）については、設計変更も含めて協議いただけるという理解でよろしいでしょうか。	必要に応じて設計変更を協議します。
19	32	5	1	3	-	維持管理期間	「その後の業務契約等について5-2-4項のとおりとする。」と記載あるが、「5-2-5項」の誤記かと思われるためご確認のうえ修正願います。	誤記のため修正します。
20	32	5	1	3		維持管理期間	「その後の業務契約等について5-2-4項のとおりとする。」と記載がありますが、5-2-5項の誤記と考えてよろしいでしょうか。	No. 19のとおり
21	32	5	2	1	-	維持管理に関する要求水準	「業者の責によらず性能未達が発生した場合は協議による」と記載あるが、「～発生した場合はこの限りではない。」へ修正いただきく要望いたします。	不可抗力による性能未達もあることから、改善の実施を含め協議するものとしています。変更は行いません。
22	33	5	2	5	(3)	契約終了時の施設機能確認等	「(3)主要～基本的な性能（発電能力等）～」とあるが、発電能力等を「発電出力」と読み替えて差し支えないか。	問題ありません。
23	33	5	2			維持管理（保守点検）に関する性能未達に関して	要求水準書（案）には「5-2-5 性能未達の場合の対応」が記載されていましたが、要求水準書には記載がありません。 要求水準書（案）の「5-2-5 性能未達の場合の対応」は、基本契約書（案）別紙2の「要求水準未達」に統合されたと考えてよろしいでしょうか。	一部修正の上、5-2-1に記載しています。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	内容	回答
24	別紙2	表2				騒音規制基準	昼間の時間帯が7:00～19:00と記載されていますが、朝夕との整合性を考えると、昼間の時間帯は8:00～19:00が正という理解でよろしいでしょうか。	8:00～19:00が正となります。修正します。
25	別紙3						別紙3に図面が添付されていない部分の作業（未利用建屋基礎杭の撤去工事等）は、貴県と協議の上で設計変更を承認していただけるという理解でよろしいでしょうか。	必要に応じて設計変更を協議します。
26	別紙5						設置する発電施設の機器や配管塗装色については、事業者による提案に変更させていただいてもよろしいでしょうか。変更内容については、安全に留意し、受注後に貴県にご相談のもと決定させていただきます。	塗装色は、設計時の協議により決定します。

那覇浄化センター消化ガス発電設備整備事業
優先交渉権者選定基準に関する質問書への回答

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	内容	回答
1	3	5				合計評価点が同点だった場合の対応	「さらにこれも同点の場合は、くじ引きにより特定する。」とありますが、この場合は技術点と価格評価点が各々同点であると想定されます。この場合は同一の評価であるため、技術点の内、定性評価の評価項目を改めて評価委員会で評価して頂き、定性評価で上回った応募者を優先交渉権者として頂きますようお願いいたします。	事業者の選定方法は変更しません。
2		別紙				企業の能力等 ①企業実績	企業実績については、代表企業もしくは構成員の実績としてよろしいでしょうか。	工事については代表企業の実績とします。維持管理については代表企業もしくは構成員の実績とします。
3	4	—	—	—		【別紙】評価・の評価項目及び配点 (①企業実績)	「(1)施工実績」及び「(2)維持管理実績」について、事業実施の協力企業が下水道事業の発電設備に関する実績を有する場合、本項目の評価対象となるかご教示願います。	協力企業の実績は、評価対象にはなりません。
4		別紙				企業の能力等 ①企業実績	沖縄県下水道事務所でも実施されておりますFIT事業による消化ガス発電設備のSPCもしくはJV構成員としての実績も、下水道事業における施工・維持管理の実績として認めていただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	4	—	—	—		【別紙】評価・の評価項目及び配点 (②工期短縮)	事業開始～供用開始までの「実工期」と「提案工期」の乖離も想定、懸念されますが、提案確度(蓋然性)の評価手法等があればご教示願います。	提案内容の評価では、提案確度(蓋然性)は考慮しませんが、事業者の責による供用開始の遅延については設計・建設工事契約書(案)第54条に基づき対応する場合があります。
6	4	—	—	—		【別紙】評価・の評価項目及び配点 (③消化ガス有効利用率)	提案有効利用率の有効数字は小数点第何位とすべきか。また、供用開始後の実績値と提案値の乖離も想定、懸念されますが、提案確度(蓋然性)の評価手法等があればご教示願います。	提案値は、小数点第1位までとしてください。なお、提案内容の評価では、提案確度(蓋然性)は考慮しませんが、事業者の責により実績値が提案値を下回る場合は改善を求めます。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	内容	回答
7	5	別紙				評価点の評価項目及び配点 ③消化ガス有効利用率	③消化ガス有効利用率については、有効利用率の算出式の中で利用可能ガス量が事業期間の平均値と定義されています。他提案者と同じ条件で評価していただくため、事業期間は募集要項等に記載の令和10年4月1日から15年間という理解でよろしいでしょうか。工期短縮による数か月の短縮提案や、維持管理期間延長による年度をまたいだ場合の算出が難しいと思慮します。	消化ガス有効利用率については、15年間（令和10年4月1日から令和25年3月31日）の平均値とします。
8	4	—	—	—		【別紙】評価・の評価項目及び配点 ④温室効果ガス排出量の削減効果	提案CO2削減量の算定に用いる原単位(電力排出係数)は別添「様式7-4-1」の注釈に記載の「0.669kg-CO2/kWh」を用いると認識。当方認識に相違無いか確認したい。また、供用開始後の実績値と提案値の乖離も想定、懸念されますが、提案確度(蓋然性)の評価手法等があればご教示願います。	電力の排出係数は、ご認識のとおりです。なお、提案内容の評価では、提案確度(蓋然性)は考慮しませんが、事業者の責により実績値が提案値を下回る場合は改善を求めます。
9	5	別紙				評価点の評価項目及び配点 ④温室効果ガス排出量	算出式の中で用いる値は、募集要項等に記載の令和10年4月1日から事業期間を15年間とした場合の事業期間中の平均値という理解でよろしいでしょうか。 貴県から提示される消化ガス利用可能量は2035年度をピークに減少することから、仮に事業期間が15年よりも長い場合、全事業期間のCO2削減量の平均値は少なくなります。本評価項目は提案者の事業期間によるものではなく、設備能力評価項目と考え、条件を統一していただきたく願います。	温室効果ガス排出量の算出式の中で用いる値は、15年間（令和10年4月1日から令和25年3月31日）の平均値とします。
10	4					その他 ⑧要求水準項目以上の提案	「県が要求する水準以上の提案があった場合に、加点評価する。」とあります。 様式7-8の「要求する水準以上の提案」の範囲が定義されていないため以下ご教示願います。 「要求する水準以上の提案」とは、①要求水準書に記載ある項目で様式7-5,6,7に記載しなかった提案項目でよいのか、②要求水準書に記載のない提案項目で本事業に関連する提案項目が必要なのか、③要求水準書に記載のない提案項目で本事業に関係ない提案項目が必要なのか、④①～③以外の提案項目なのか、ご教示願います。 ④の場合は、貴県の想定する例をご提示いただけますようお願い申し上げます。	「県が要求する水準以上の提案」とは、要求水準書に示した水準以上の提案により、事業効果が期待できるものを想定しています。

No	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	内容	回答
11	4	—	—	—		【別紙】評価・の 評価項目及び配点 (⑨経済性)	電力削減費の算定に用いる電力単価を提示願います。 コメントの意図は電力削減費算定基準統一のためです。 また、提案電力量について、供用開始後の実績値と提案値の乖離も想定、懸念されますが、提案確度(蓋然性)の評価手法等があればご教示願います。	電力単価は22.5円/kWとしてください。 なお、提案内容の評価では、提案確度(蓋然性)は考慮 しませんが、事業者の責により提案発電電力量の実績 値が提案値を下回る場合は改善を求めます。
12	4	別紙				⑨経済性(総事業 費)	総事業費計算式中の電力削減費について、電力単価 (円/kWh)について、他提案者との条件統一のため、ご 指定いただきたくお願い申し上げます。	電力単価は22.5円/kWとしてください。
13							優先交渉権者選定基準「【別紙】評価点の評価項目及 び配点」は様式7の内容から評価されるという理解で よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

那覇浄化センター消化ガス発電設備整備事業
基本協定書（案）に関する質問書への回答

No	資料名	条	項	号	目	項目名	内容	回答
1	基本協定書（案）	2	1	(1)		(定義)「保守点検」	「～軽微な調整・修理・取替等を～」の「軽微」の定義をご教示願います。質問の意図は、軽微の判断基準の明確化です。	具体的な定義については協定締結時に協議の上決定します。
2	基本協定書（案）	2	1	(9)		(定義)「協力企業」	「主な部分」の具体的な定義等あればご教示願います。発注者側との調整や工程管理/進捗報告といった事業の総括・主体業務を「主な部分」と認識しているが、相違ないか確認したい。	発注者側との調整や工程管理/進捗報告の他、施工計画の作成、品質管理、安全管理、技術的指導も含むものとします。
3	基本協定書（案）	2	1	(10)		(定義)「構成企業」	「構成企業」に「協力企業」は含まないと認識しているが、相違ないか確認したい。	ご認識のとおりです。
4	基本協定書（案）	2	1	(17)		(定義)「設計・建設契約」	「～県及び設計・建設業者の間で締結～」とあるが、応募形態によっては、県は事業者を介して設計・建設業者と間接的に契約するケースも想定される。本文にはこのようなケースも含まれるとの認識だが、相違ないか確認したい。	設計・建設契約は、県と事業者が締結するものであり、協力企業と県が契約することはありません。
5	基本協定書（案）	2	1	(19)	-	(定義)「設計・建設事業者」	「～構成企業のうち、県から設計・建設業務を直接請け負う構成企業(単独又はJV)～」とある。DBM方式の主旨に従い、単独企業が協力企業に設計事務所等を従え事業応募と考えている。この場合、本条定義と異なることになるか確認したい。	本条定義とは異なりません。単独企業が協力企業に設計事務所等を従え事業応募し、事業者を選定された場合、設計・建設契約は、県と事業者が締結します。
6	基本協定書（案）	2	1	(21)		(定義)「募集要項等」	「本協定」及び「事業契約」は「募集要項等」の定義から省くべきと思料。ご意見まで。(22)の定義においても同文言使用のため)	ご意見として承ります。
7	基本協定書（案）	10	3	(6)		秘密保持	「県が、本施設の維持管理業務を維持管理事業者以外の第三者に委託する場合～」とした記載があるが、このようなケースを想定しているのでしょうか。文面の意図をご教示願います。	現時点での想定はありませんが、今後の維持管理の方針等の変更の可能性もありうるものとして記載したことになります。

那覇浄化センター消化ガス発電設備整備事業
基本契約書（案）に関する質問書への回答

No	資料名	条	項	号	目	項目名	内容	回答
1	基本契約書（案）	1	2	-	-	総則	「～本事業に関し、本契約に基づき、～」について、文中の「関し」は「並びに」が適切かと思料。ご意見まで。	ご意見として承ります。
2	基本契約書（案）	2	1	(1)	-	(定義)「保守点検」	「～軽微な調整・修理・取替等を～」の「軽微」の定義をご教示願います。質問の意図は、軽微の判断基準の明確化です。	具体的な定義については協定締結時に協議の上決定します。
3	基本契約書（案）	2	1	(10)	-	(定義)「協力企業」	「主な部分」の具体的な定義等あればご教示願います。発注者側との調整や工程管理/進捗報告といった事業の総括・主体業務を「主な部分」と認識しているが、相違ないか確認したい。	発注者側との調整や工程管理/進捗報告の他、施工計画の作成、品質管理、安全管理、技術的指導も含むものとします。
4	基本契約書（案）	2	1	(11)	-	(定義)「構成企業」	「構成企業」に「協力企業」は含まないと認識しているが、相違ないか確認したい。	ご認識のとおりです。
5	基本契約書（案）	2	1	(17)	-	(定義)「設計・建設契約」	「～県及び設計・建設業者の間で締結～」とあるが、応募形態によっては、県は事業者を介して設計・建設業者と間接的に契約するケースも想定される。本文にはこのようなケースも含まれるとの認識だが、相違ないか確認したい。	設計・建設契約は、県と事業者が締結するものであり、協力企業と県が契約することはありません。
6	基本契約書（案）	2	1	(19)	-	(定義)「設計・建設事業者」	「～構成企業のうち、県から設計・建設業務を直接請け負う構成企業(単独又はJV)～」とある。DBM方式の主旨に従い、単独企業が協力企業に設計事務所等を従え事業応募と考えている。この場合、本条定義と異なることになるか確認したい。	本条定義とは異なりません。単独企業が協力企業に設計事務所等を従え事業応募し、事業者を選定された場合、設計・建設契約は、県と事業者が締結します。
7	基本契約書（案）	2	1	(21)	-	(定義)「募集要項等」	「本協定」及び「事業契約」は「募集要項等」の定義から省くべきと思料。ご意見まで。	ご意見として承ります。
8	基本契約書（案）	3	3	-	-	事業の概要等	「～責任において～」許認可申請等にかかる手続はその費用含め、事業者が適切に行いますが、本施設の所有者は沖縄県となることから、引き渡し後の責任等は所有者となることをご留意願います。	本施設の引き渡し後の所有者は県になりますが、責任等に関してはリスク分担のとおりとなります。
9	基本契約書（案）	-	-	-	-	【別紙2】リスク分担表	維持管理/施設損傷-No.46の項目「劣化による施設・設備の損傷」を削除いただきたくご検討願います。依頼の理由として、同項No.44では「県の帰責事由による施設の損傷」、No.45に「事業者の帰責事由による施設の損傷」が明記されており、No.46の項目が状況によっては沖縄県責任となるケースもあるが、No.44・45で双方の責任の所存を補えることは可能とした考えです。	本事業では、事業者による適正な維持管理により劣化による損傷は生じないことを前提としているため、削除は行いません。

No	資料名	条	項	号	目	項目名	内容	回答
10	基本契約書(案)p14	別紙2			23	要求水準未達について	<p>「設計・建設時び保守・点検時における要求水準未達」は、事業者にのみリスクを負担する表記となっております。</p> <p>一般的に、要求水準未達は、事業者が全ての責を負担するものではないと理解しております。貴県発注の工事により当該請負工事事業者が本事業対象施設（消化ガス発電設備）を破損させ結果場内供給電力に不足を生じさせる可能性は否定できるものではないと考えます。</p> <p>よって本項は、「県の帰責事由による設計・建設時び保守・点検時における要求水準未達」及び「事業者の帰責事由による設計・建設時び保守・点検時における要求水準未達」に分割していただくようお願い申し上げます。</p>	<p>（本事業は、本施設に係る設計・建設及び維持管理等を事業者が発注するものであり、県が設定した要求水準・性能を満足することが前提となります。）当該項目は、県が事業者に要求した性能未達時のリスク項目を表すものであり、県のリスク項目を追加することは考えていません。</p> <p>なお、例示の事象については「44 県の帰責事由による施設の損傷」に該当します。</p>

那覇浄化センター消化ガス発電設備整備事業
設計・建設工事契約書（案）に関する質問書への回答

No	資料名	条	項	号	目	項目名	内容	回答
1	設計・建設工事契約書（案）	—	—	—	—	冒頭契約書 5 契約保証金	「～別添の約款によって～」とあるが、次頁以降の条項が「約款」との認識で間違いないか。	ご認識のとおりです。
2	設計・建設工事契約書（案）	1	4			総則	工期短縮により令和10年3月より前に引き渡しを実施する場合は、その時点で支払いを実施していただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	設計・建設工事契約書（案）	4	1	(1)	—	契約の保証	契約保証金の返金に関する定めが無いため確認となるが、工事竣工後に返金との認識で相違ないか。	ご認識のとおりです。
4	設計・建設工事契約書（案）	9	1	—	—	監督員	「発注者は、監督員を置いたときは～」とあるが、県は本事業で監督員を配置する予定か。ご教示願います。	監督員を配置する予定です。
5	設計・建設工事契約書（案）	30	4	—	—	不可抗力による損害	「発注者は、～請負代金額の100分の1を超える額を負担～」とあるが、「100分の1を超える額」を設定する意図をご教示願います。	県の規定になります。
6	設計・建設工事契約書（案）	38	1	—	—	部分払	「～ただし、この請求は、工期中 回を超えることが～」とあるが、制限回数をご教示願います。	契約時の協議により決定します。
7	設計・建設工事契約書（案）	38	4	—	—	部分払	「～直接要する費用は、受注者の負担～」とあるが、旅費・宿泊費・車馬賃等は「間接費」との認識で当該費用は受注者負担では無いとの考えだが相違ないか確認したい。	全て受注者負担になります。
8	設計・建設工事契約書（案）	40	1	—	—	債務負担行為に係る契約の特則	「支払限度額」の提示時期をご教示願います。また、当該「支払限度額」見合いで受注者が「出来高予定額」を提示する認識だが、これはどのタイミングで行われるのか。ご教示願います。	次の基準を基に、契約締結時に決定します。 （支払限度額） R7年度：設計費 R8年度：建設工事費の40% R9年度：残額
9	設計・建設工事契約書（案）	46	—	—	—	発注者の任意解除権	「46条」で「第」の脱字がございます。気付きまで。	修正します。

那覇浄化センター消化ガス発電設備整備事業

維持管理（保守点検）契約書（案）に関する質問書への回答

No	資料名	条	項	号	目	項目名	内容	回答
1	維持管理（保守点検）契約書（案）	2	1	(1)	—	(用語の定義) 「保守」	「～軽微な調整・修理・取替等を～」の「軽微」の定義をご教示願います。質問の意図は、軽微の判断基準の明確化です。	具体的な定義については契約締結時に、必要に応じて協議の上決定します。
2	維持管理（保守点検）契約書（案）	2	1	(5)	—	(用語の定義) 「維持管理事業者」	「維持管理事業者」は「受託者」と同意との認識だが相違無いか確認したい。	ご認識のとおりです。
3	維持管理（保守点検）契約書（案）	2	1	(9)	—	(用語の定義) 「協力企業」	「主な部分」の具体的な定義等あればご教示願います。発注者側との調整や維持管理業務全般を「主な部分」と認識しているが、相違ないか確認したい。	ご認識のとおりです。
4	維持管理（保守点検）契約書（案）	2	1	(10)	—	(用語の定義) 「構成企業」	「構成企業」に「協力企業」は含まないと認識しているが、相違ないか確認したい。	ご認識のとおりです。
5	維持管理（保守点検）契約書（案）	2	1	(16)	—	(用語の定義) 「募集要項等」	「本協定」及び「事業契約」は「募集要項等」の定義から省くべきと思料。ご意見まで。	ご意見として承ります。
6	維持管理（保守点検）契約書（案）	4	1	(1)	—	(受託者の責務)	「一般に要求される程度」の定義をご教示願います。維持管理業務（保守・メンテナンス）を遂行するうえで、事業者によりその「程度」にかなりの濃淡があるものと思料。重要な部分となるため、範囲等含め定義を明確にしたい。	具体的な定義については契約締結時に、必要に応じて協議の上決定します。
7	維持管理（保守点検）契約書（案）	4	1	(3)	—	(受託者の責務)	「主たる業務」の範囲は、受託者判断との認識だが相違無いか確認したい。	No. 4に同じ
8	維持管理（保守点検）契約書（案）	5	1	(2)	—	(委託者の責務)	「～運行上の不具合～」について、文中の「運行」は「運用」が適切かと思料。ご意見まで。	ご意見として承ります。
9	維持管理（保守点検）契約書（案）	6	1	—	—	(第三者への再委託)	本文末へ以下ただし書きを追記いただきたく要望いたします。ご検討願います。 「ただし、委託者の了解を得た場合はその限りではない。」 ※第1項本文の原則に対し、ただし書きを加え例外を定めるものである。	追記します。
10	維持管理（保守点検）契約書（案）	8	1	—	—	(受託者所有機器等)	遠隔監視に使用する通信回線は、委託者インフラとしてこれまで進めてきた。これまでの経緯を踏まえ、文中の「電話回線等」は削除願いたい。	契約時の協議により決定します。
11	維持管理（保守点検）契約書（案）	8	1	—	—	(受託者所有機器等)	「～が指定する建物に設置」の文を「～が指定する建物に設置又は、保管」へ修正いただきたく、ご意見させていただきます。	契約時の協議により決定します。
12	維持管理（保守点検）契約書（案）	8	3	(3)	—	(受託者所有機器等)	「受託者所有機器の分解、～第三者に行わせること。」の記載について、本文の意図をご教示願います。受託者所有のため、分解・修理・改造は受託者任意との考え。ただし、委託者に関連する事項は承諾のうえ実施としたい。	ご理解のとおりです。

No	資料名	条	項	号	目	項目名	内容	回答
13	維持管理（保守点検）契約書（案）	10	2	—	—	（維持管理計画書等の提出）	「毎年度の年間維持管理計画書を作成～確認を受ける。」と記載あるが、作業都度の“作業計画書等”の提出は不要と解釈できる。その認識で相違無いか確認したい。	本条においては維持管理契約書及び年間維持管理計画書のみを規定しており、その他の資料の提出については契約時に別途協議します。
14	維持管理（保守点検）契約書（案）	11	1	—	—	（実施報告書の提出）	実施報告書の提出期限を含めた扱いについて、以下変更いただきたくご検討願います。（作業や点検等、実業務に即した内容に見直しています） 日報：不具合対応等における入場の都度報告とし、原則、速報を翌日まで 「月報」改め「点検報告」：時間毎の点検報告とし、入場月の翌月まで 年報：該当年内で実施した作業や定期点検の総括版報告とし、4月中提出	契約時の協議により決定します。
15	維持管理契約書（案）	11				実施報告書の提出	「日報、月報、年報」とありますが、今回はDBM事業であることから対象外と考えてよろしいでしょうか。	維持管理業務（保守点検）に係る作業日報、月報、年報を想定しています。
16	維持管理（保守点検）契約書（案）	11	3	—	—	（実施報告書の提出）	本文末へただし書きを追加いただきたく要望いたします。ご検討願います。 「ただし、受託者の責めに帰さない場合はその限りではない。」 ※同項前文の原則に対し、ただし書きを加え例外を定めるものである。	ご意見として承ります。
17	維持管理（保守点検）契約書（案）	12	2	—	—	（書類の貸与等）	「～、又は委託者から請求されたとき」の部分で「～、又は委託者から請求されたとき、必要とした要件を解決したとき」へ修正いただきたく、ご意見させていただきます。	契約時の協議により決定します。
18	維持管理（保守点検）契約書（案）	12	3	—	—	（書類の貸与等）	「～運行に係る～」について、文中の「運行」は「運用」が適切かと思料。ご意見まで。	ご意見として承ります。
19	維持管理（保守点検）契約書（案）	13	1	—	—	（委託業務費等の支払方法）	「～既済部分の検査を行わなければならない。」とあるが、第11条第3項にある「モニタリング」との違いをご教示願います。（当方、同意との認識です）	モニタリングのなかに、確認・検査があります。
20	維持管理（保守点検）契約書（案）	13	1	—	—	（委託業務費等の支払方法）	各年度の支払い額は、別紙3に示された委託業務費となるが、仮に本条第1項の「検査」が不合格（委託者又は受託者の帰責事由のケースを想定）となった場合の扱いは、第27条の委託業務費用の変更で処理されるのか。ご教示願います。 質問の意図は、委託業務費の構成要素に「運転時間による定期点検」が含まれているため、双方何れかの帰責により想定した運転時間が増減し、業務費に変更が出ることを想定したものです。	年度毎の変更は想定しておりませんが、必要が生じた場合は協議します。
21	維持管理（保守点検）契約書（案）	13	5	—	—	（委託業務費等の支払方法）	本質問書No. 6に関連いたしますが、「～本業務に含まれない業務～」の定義をご教示願います。維持管理業務（保守・メンテナンス）を遂行するうえで、事業者によりその「程度」にかなりの濃淡があるものと思料。重要な部分となるため、範囲等を含め定義を明確にしたい。	要求水準書及び事業提案書に記載されていない業務となります。

No	資料名	条	項	号	目	項目名	内容	回答
22	維持管理（保守点検）契約書（案）	14	2	—	—	（賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更）	「～協議が整わない場合には、委託者が定め～」とあるが、最低限、“現行の契約維持”が一般的と考えます。委託者単独による決定とした場合、受託者が極めて不利な条文と史料いたしますので、ご意見させていただきます。	ご意見として承ります。
23	維持管理（保守点検）契約書（案）	15	—	—	—	（契約保証金）	「保証額」及び「納付時期」の定めが無いが今回のような契約の場合、一般的にどの程度になるか、また、その定め条項など必要と考えますが、この点ご見解を提示願います。	維持管理契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の10分の1を想定しますが、契約時の協議により決定します。
24	維持管理（保守点検）契約書（案）	23	1	(1)	—	（受託者の解除権）	「変更」を定めた条項が無いため、条件等を規定すべきと思料。この部分については、第27条で包含との認識でしょうか。ご教示願います。	ご認識のとおりです。
25	維持管理契約書	26	1			本業務終了に際しての処置	本項、劣化状況の確認は「維持管理期間終了の1年前を目途」とありますが、【要求水準書p.33 5-2-5 契約終了時の施設機能確認等】には施設機能確認を「契約終了日前6ヵ月前から契約終了日までの間」とあり、同様の業務を異なる実施時期に行うように読み取れます。解釈についてご教示願います。	要求水準書の記載（契約終了日前6ヵ月前から契約終了日までの間）に修正します。
26	維持管理契約書別紙4		4			物価変動等の指標	「その他費用」の参照指標等として、企業向けサービス価格指数・諸サービス「下水道」の記載がありますが、この指標は各自自治体が定める下水道料金についての指標であり、受託者が負担する費用とは関係がない指標です。 「なお、受託者の提案内容、市場の変動等により、見直しに用いる指標の率が実態に整合しない場合には協議を行うものとする。」との記載もあることから、受託者の提案内容に応じた指標に変更して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	指標については、記載した中から該当するものを準拠してください。また、指標の変更に関しては、契約時の協議により決定します。

那覇浄化センター消化ガス発電設備整備事業

様式集に関する質問書への回答

No	様式	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	内容	回答
1	4-2	-	-	-			特別目的会社における出資構成	「(注)本事業～予定している場合に記入する」とあるが、単体企業の応募の場合、本様式の提出は“未記入提出”と認識しているが、相違無いか確認したい。	提出不要です。
2	4-3	-	-	-			事業提案概要書	本「様式4-3」には上記の(1)～(4)の概要にみを記載し、その他事項は“A3×1～2枚”にまとめ提出と考えている。また、評価の対象は前述の“A3×1～2枚”の資料と認識しているが、相違無いか確認したい。	様式4-3をA3にした上で、(1)～(4)の内容を記載してください。
3	5-1	-	-	-			事業の基本方針	本「様式5-1」を用いて“A4×2枚以内”と“必要に応じ添付資料”を提出と認識しているが、相違無いか確認したい。	ご認識のとおりです。
4	5-2	-	-	-			事業概要及びプロセス	本「様式5-2」を用いて“A4×2枚以内”と“添付資料”を提出と認識しているが、相違無いか確認したい。	ご認識のとおりです。
5	5-3	-	-	-			配置計画	本「様式5-3」を用いて“A4×2枚以内”と“添付資料”を提出と認識しているが、相違無いか確認したい。	ご認識のとおりです。
6	5-4	-	-	-			設備計画	本「様式5-4」を用いて“A4×4枚以内”と“添付資料”を提出と認識しているが、相違無いか確認したい。	ご認識のとおりです。
7	5-5	-	-	-			土木・建築計画	本「様式5-5」を用いて“A4×4枚以内”と“添付資料”を提出と認識しているが、相違無いか確認したい。	ご認識のとおりです。
8	5-5						土木・建築計画 5構造計画	「機器荷重、振動及び機械基礎荷重を考慮した構造計画」とありますが、既設第二発電機棟に機器を設置する場合の構造計算もこちらに記載するという理解でしょうか。その場合は既設建屋の設計条件等をご提示願います。	第二発電機棟の構造計算書を添付します。
9	5-5						土木・建築計画	5. 構造計画について、第2消化ガス発電機棟への影響確認については既設建屋の構造計算書等の開示がなく提案時点では実施ができません。第2消化ガス発電機棟につきましては、機械基礎の構造計画のみ事業者にて実施することで問題ないでしょうか。	第二発電機棟の構造計算書を添付します。それを参考に構造計画を提案してください。
10	5-6	-	-	-			設計・建設計画	本「様式5-6」を用いて“A4×2枚以内”と“添付資料”を提出と認識しているが、相違無いか確認したい。	ご認識のとおりです。

No	様式	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	内容	回答
11	5-7	-	1	(1)			維持管理計画	表中「職種」については、「総括責任者」の他、「監理技術者」、「建築設計/監理責任者」、「建屋一式工事作業責任者」、「機電工事作業責任者」といった作業の主体となる者の表記を想定している。その認識で相違無いか確認したい。	ご認識のとおりです。
12	5-7	-	1	(2)			維持管理計画（有資格者の配置）	維持管理に関する有資格者の配置については、要求水準書「5.維持管理」においても明記されていないことから、事業者において“必要な有資格があれば記載”と認識している。当方認識に相違無いか確認したい。	ご認識のとおりです。
13	5-7	-	-	-			維持管理計画	本「様式5-7」を用いて、“添付資料”を付して提出と認識しているが、相違無いか確認したい。	ご認識のとおりですが、様式5-7はA4×4枚以内としてください。
14	5-7						維持管理計画	1.（1）実施体制について、維持管理つまり保守点検時の実施体制を記載するという理解でよろしいでしょうか。その場合、実施する保守点検の内容（例えば、年1回の定期点検もしくはオーバーホール）により人数・企業名が異なりますが、どのように記載すればよろしいでしょうか。代表的な保守点検における実施体制でよろしいでしょうか。	体制表については、年次別・点検種別に想定する人数、企業名がわかる資料を添付資料として、その概要をとりまとめた内容を記載してください。
15	5-7	3					維持管理方針	維持管理方針として、「施設運営方法、安全衛生管理や業務報告の方針」を記載されていますが、本事業はDBMであることから、本事業の範囲内での記載という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書に記載した業務内容に係る維持管理方針を記載してください。
16	6-2	-	-	-			維持管理費	“固定費”の費目について、定義があればご教示願います（費目統一のため）。	消化ガスの変動や発電設備の運転時間等によらず維持管理期間中に一定額で発生する費目を指し、例えば人件費やSPCを設立する場合の経費等を想定しています。
17	6-2	-	-	-			維持管理費	“維持管理費(保守点検)費”の費目について、定義があればご教示願います（費目統一のため）。	固定費以外の維持管理業務に係る費用を想定しています。
18	7-1						①企業実績	企業実績については、代表企業もしくは構成員の実績としてよろしいでしょうか。	工事については代表企業の実績とします。維持管理については代表企業もしくは構成員の実績とします。
19	7-1	-	-	-			本審査に係る事業提案書（①企業実績）	本「様式7-1」を用いて“A4×2枚以内”と“添付資料”を提出と認識しているが、相違無いか確認したい。	ご認識のとおりです。
20	7-2	-	-	-			本審査に係る事業提案書（②工期短縮）	本「様式7-2」を用いて“A4×1枚以内”と“添付工程表”を提出と認識しているが、相違無いか確認したい。	ご認識のとおりです。
21	7-3	-	-	-			本審査に係る事業提案書（③消化ガス有効利用率）	本「様式7-3」を用いて“A4×1枚以内”と“必要に応じ添付資料”を提出と認識しているが、相違無いか確認したい。	ご認識のとおりです。
22	7-3-1						消化ガス有効利用率の内訳・算定根拠	算定根拠については、様式7-3-1にて示された表の、「発電設備での使用量」は保守点検時の停止時間を差し引いて入力するという理解でよろしいでしょうか。	発電設備での電力使用量（買電）は、各年度内での総量を示すものであり、保守点検時に使用する場合は含めてください。

No	様式	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	内容	回答
23	7-4	-	-	-			本審査に係る事業提案書 (④温室効果ガス排出量の削減効果)	注記の「様式7-3-2」は「様式7-4-1」の間違いと思われる。ご確認のうえ修正願います。	誤記のため修正します。
24	7-4-1	-	-	-			本審査に係る事業提案書 (④温室効果ガス排出量の内訳・算定根拠)	「温室効果ガス削減量(A-B)」と記載があるため、表中の「合計(①+③)」に「(B)」が併記されるものと思慮。気付きまで。	修正します。
25	7-5	-	-	-			本審査に係る事業提案書 (⑤施設の安定運転)	本「様式7-5」を用いて“A4×2枚以内”と“必要に応じ添付資料”を提出と認識しているが、相違無いか確認したい。	ご認識のとおりです。
26	7-6	-	-	-			本審査に係る事業提案書 (⑥危機管理対策)	本「様式7-6」を用いて“A4×2枚以内”と“必要に応じ添付資料”を提出と認識しているが、相違無いか確認したい。	ご認識のとおりです。
27	7-7	-	-	-			本審査に係る事業提案書 (⑦地元貢献)	本「様式7-7」を用いて“A4×2枚以内”と“必要に応じ添付資料”を提出と認識しているが、相違無いか確認したい。	ご認識のとおりです。
28	7-8	-	-	-			本審査に係る事業提案書 (⑧要求水準項目以上の提案)	本「様式7-8」を用いて“A4×2枚以内”と“必要に応じ添付資料”を提出と認識しているが、相違無いか確認したい。	ご認識のとおりです。
29	7-9	-	-	-			本審査に係る事業提案書 (⑨経済性(総事業費))	本項においては、「優先交渉権者選定基準-【別紙】評価点の評価項目及び配点-⑨」と同様に評価がなされるものと認識。電力削減費を算出するうえで「電力単価」が必要になるため、当該電力単価(円/kWh)を提示願います。なお、コメントの意図は電力削減費算定基準統一のためです。	電力単価は22.5円/kWhとしてください。算定シートを追加します。
30	7-9	-	-	-			本審査に係る事業提案書 (⑨経済性(総事業費))	本「様式7-9」を用いて「総事業費」を提出と認識しているが、相違無いか確認したい。	算定シートを追加します。
31	5-7 7-4 7-9							様式5-7, 7-4, 7-9は枚数指定がありませんので、指定をお願いします。	様式の枚数は以下のとおりとしてください。 様式5-7: A4×4枚以内(添付資料を除く) 様式7-4: A4×1枚以内(添付資料を除く) 様式7-9: A4×1枚以内(添付資料を除く)
32	添付資料							各様式の添付資料は枚数及び用紙サイズの指定がないので応募者が任意で制作してよろしいでしょうか。	添付資料は、提案内容をより具体的に理解・把握できるための補足資料として添付するものです。添付資料の指定がないものについては、内容・枚数等は事業者の任意となります。なお用紙サイズは可能な限りA4又はA3としてください。
33	添付資料							各様式の添付資料は内容指定がありませんので、各様式の提案に関する資料(根拠資料、カタログ等)を添付するとの理解でよろしいでしょうか。	No. 32のとおり